

「断」の刻迫る

十五日の場主組合總令は「最後の努力を振りこぎ、後の結果に依つて対策を立てるに事」に決定す。ト行動は、引とつた。同業組合の回答は、善処するとのみ得ず、制定法則の実現も期し得ず。トの大旨の奥味を河津に、断の決意に、全細の勸告に決定し、その時、其の伴、細方法は、中央執行委員長に一任せらる。一切指令嚴守を宣誓する。

指 示

- (一) 各支部役員特定身令所を布日中に執行委員長の下へ通達する事
- (二) 各取揚は布日中に持急品と可及の上生産し置く事
- (三) 前指亦事取を嚴守し周到なる準備の下に一糸亂れざる行動に移行する事
- (四) 言語行動を慎む事
- (五) 取揚表任若くは嘆歌書の回答を求め支部長へ申達する事
- (六) 回答の如何に依らず指令は嚴守する事
- (七) 取揚動作の精神的、莫豫的代性を示し感情下は、その如き事なき様
- (八) 消極的であらざる様、積極的の果敢を示す事
- (九) 指導部の指令に背らざる事、試は取揚支部長持方する事
- (十) 指不事取の内告精神を明確に託懐し置く事

十一月二十六日 以上 全手中央執行委員長

々四

再啓除者手拭如之便統一向取を付テハ、昭和八年十一月(手中ニ罷業ノ當時)東京米色如工業組合ト本組合ヨリ手拭同業組合員令トノ折衝ニヨリ、十一月三日、仕入ハ、再ト振込セシレテ、亦之レカ、初行ニ努力シ、ラレタル次才ニ、是迄、二伴、七再、右便、承ハ、体下、ニ、場側ノ、篤仗、難儀、是、以、テ、今、同、細、令、ヨリ、右、振、込、便、市ノ、初、行、才、ニ、付、キ、懇、請、致、有、之、矣、ノ、ミ、ナ、ラ、ス、飯、ニ、各、店、才、ヘ、モ、右、振、込、申、入、有、之、事、有、之、矣、向、急、進、之、場、主、ヨリ、右、振、込、店、ハ、重、而、致、生、可、申、ト、存、在、之、付、付、復、護、ノ、上、同、事、ハ、許、法、ヲ、了、セ、シ、レ、テ、其、様、情、形、取、扱、度、不、取、取、比、後、傍、通、知、者、々、得、貴、意、矣、

昭和十年十一月二十六日

東京織物同業同業組合

関係組合員 敬